

◎ 異動届出書の記入方法

異動届出書は異動日の翌月10日までに提出することが法律で義務づけられています

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

国分寺 市長 殿 給与支払報告 特別徴収 に係る届出		住所(居所)又は所在地 〒072-3456 ○○県××市△△1-2-3 フリガナ マルパツショウジ 氏名又は名称 株式会社○×商事 個人番号又は法人番号 / / / / / / / / / / / / / / / /	給与支払報告 に係る届出 令和7年度 (令和7年6月～令和8年5月分) 令和8年度 (令和8年6月～令和9年5月分) 両年度 給与支払報告 に係る届出
受給者番号 123456	フリガナ コダブンジ イチロウ	特別徴収義務者 指定番号 999999	課・係 人事課人事労務係
氏名 国分寺 一郎 (旧姓)	氏名 特徴 花子	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 000-000-0000 (内線 123)	氏名 特徴 花子
生年月日 昭和・平成 50年 / 月 / 日	個人番号 Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	電話 000-000-0000
1月1日現在の住所 東京都国分寺市△△3-2-1	給与の支払を受けなくなった後の住所	異動後の未徴収税額の徴収 退職した年の1月から退職時までの給与支払額 140,000	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 140,000
一括徴収の理由 1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	税額通知書に記載された異動者の年税額を記入 異動者の税額を何月まで徴収したか、また、その合計額を記入 (ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入	継続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電話	理由 ③ 普通徴収 異動の事由のとおりに 60,000
転勤(転職)等による特別徴収届出書 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	課・係 氏名 電話 (内線)	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 受給者番号 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	※市記入欄 <input type="checkbox"/> 抜取・差替 <input type="checkbox"/> 督促・催告 <input type="checkbox"/> 先行発送 (通知書/納入書) <input type="checkbox"/> 連絡 (/ 様) <input type="checkbox"/> コピー 入力 照合

異動届出書を市役所へ提出される日を記入

転勤、再就職により新しい勤務先に回送する際は、「給与所得者の個人番号欄」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人からの番号の提供を受け記入してください。

異動された納税者の税額通知書の住所を記入(特別徴収年度と同年の1月1日現在住所)

1月1日以降異動があった場合、最新の住所を記入

それぞれ、該当の番号に「○」を記入

転勤等の場合のみ新勤務先において記入

該当する年度、届出に「○」で囲む

税額通知書に記載された指定番号を記入

異動届出書の内容について応答できる方の連絡先を記入

一括徴収した際の納入月、納入年月日を記入
 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収になります(5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がない、又は未徴収税額より少ない場合を除く。)

納税義務者用の通知を電子で受取る場合は、必ず記入

当市の指定番号がある場合は、その番号を記入

新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記入

令和8年の5月までに退職している場合は、前年度(令和7年度)の特別徴収税額を確認してください。
 (例) 令和8年3月31日退職の場合
 令和7年度の特別徴収税額(令和8年4、5月分)が未徴収の場合、異動届出書の両年度を○で囲み、令和7年度の異動届出書をご提出ください。